

1 宅地のがけ災害対策費補助金制度の拡充について

(1) 概要

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、その対策工事に要する費用の一部を助成するもの。

(2) 事業内容

災害対策工事費に係る助成【単独】

ア 対象 : 次のいずれにも該当するもの

- ・個人が所有する宅地等のがけであること
- ・崩壊した部分又は崩壊のおそれがある部分であること
※その両側の一定範囲を含む
- ・第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる又は被害が及ぶおそれがあること

⇒ 下線部において、がけの所有者と生計を一にする者以外が所有する建築物についても補助対象に追加

イ 対象区域 : 市内全域

ウ 助成額 : 災害対策工事費の1/3（上限：2,000千円）

(3) 補助対象がけの追加

がけの所有者の親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する建築物への被害等は補助対象外としていたが、親族関係にあってもそれぞれ独立した生計を営んでいる生活状況等の実態を踏まえ、がけの所有者と生計を一にする者以外が所有する建築物への被害等についても補助対象に追加

※令和2年11月17日要綱改正、同日施行